

<令和7年度> 特定医療費（指定難病）受給者証の更新手続きについて

現在お持ちの「特定医療費（指定難病）受給者証」の有効期限は、令和7年10月31日までとなっております。引き続き受給者証が必要な場合は、保健所での更新手続きが必要です。

【お知らせ】

令和7年7月より自己負担上限額にかかる「低所得Ⅰ」及び「低所得Ⅱ」の認定基準額が変更になります。

階層区分	自己負担上限額（月）	基準額 （市町村民税非課税 受診者本人の年収）	
		（改正前）	（改正後）
低所得Ⅰ	2,500円	80万円以下	80万9千円以下
低所得Ⅱ	5,000円	80万円超	80万9千円超

【提出期限】 令和7年7月31日（木）必着！！

- ◆ 期限まで提出し、審査の結果引き続き承認となった方には、10月末までに受給者証を発送いたします（※発送は10月中旬以降になります）。審査の都合により遅れることもありますので、御了承ください。
- ◆ 上記期限後も申請はできますが、11月以降の申請は、「更新」ではなく「新規」の扱いとなり、提出書類が異なりますので御注意ください。

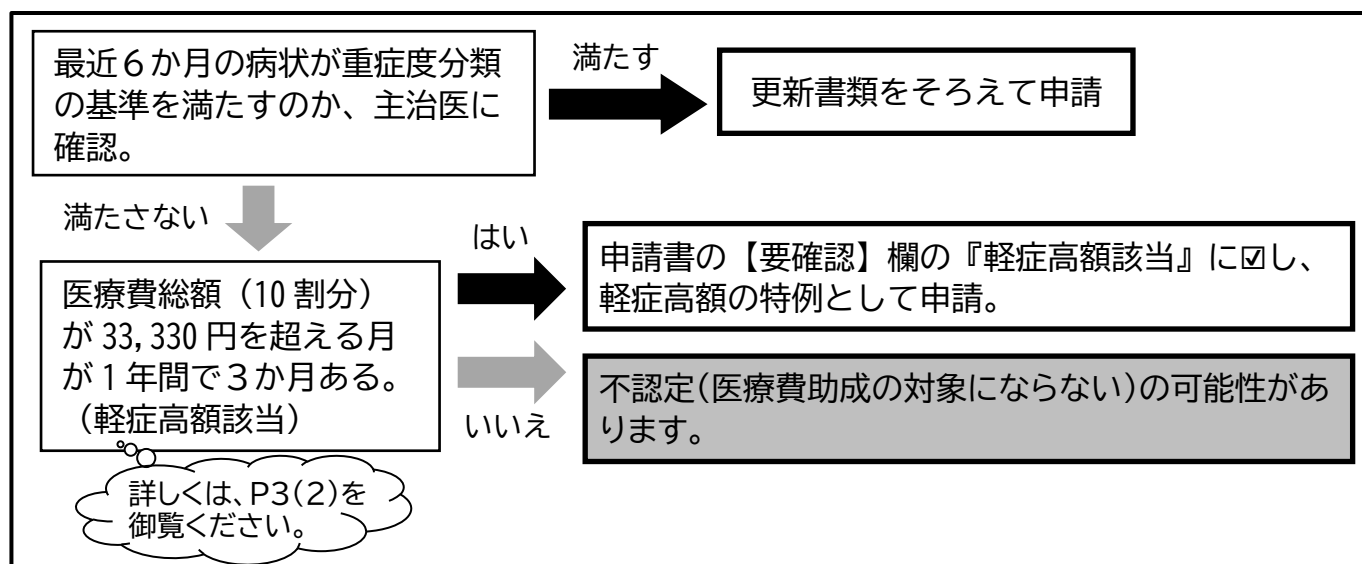
【提出先】 混雑緩和のため、可能な限り『郵送』で手続きをお願いします。

村山保健所 こども家庭支援課 保健支援担当(※) 〒990-0031 山形市十日町1-6-6 ☎023-627-1203	最上保健所 保健企画課 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 ☎0233-29-1362
置賜保健所 こども家庭支援課 保健支援担当 〒992-0012 米沢市金池7-1-50 ☎0238-22-3205	庄内保健所 こども家庭支援課 保健支援担当 〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1 ☎0235-66-5657

(※) 山形市に住民票がある方は、従来通り、「村山保健所」に申請をお願いします。

【提出書類を準備する前に御確認ください】

- ◆ 審査の結果、認定基準を満たさない場合は「不認定」になります。
提出書類を準備する前に、認定基準を満たすか、主治医とよく相談してください。
- ◆ 認定基準を満たさない場合でも、軽症高額の特例(P3(2)参照)として申請できる場合がありますので、下記のフロー図で御確認ください。



【提出書類】

(1) 全員提出が必要な書類

☑を入しながら御確認ください。

チェック	提出書類	留意事項
☐	① 特定医療費(指定難病)支給認定申請書 注:裏面もあります	別添の「記入例」を参考に記入してください。 ア. 受給者番号、受診者欄、病名、要確認欄、申請者欄、委任欄について記入してください。 イ. 世帯員の状況等について記入してください(裏面)。 ウ. 情報連携における秘匿欄、研究利用の同意欄について確認してください(裏面)。
☐	② 臨床調査個人票(診断書) ★記載日から3か月以内のもの	難病指定医又は協力難病指定医である医師に記載を依頼してください。
☐	③ 加入している医療保険の資格情報が分かるもの	下の表より、世帯員のうち誰のものが必要か確認いただき、次の①～④のうちいずれかの写しを提出してください。 ① 健康保険証(注:マイナンバーカードの写しでは申請できません) ② 資格情報のお知らせ ③ 資格確認書 ④ マイナポータル上の資格情報画面 注:写しは、A4 コピー用紙の大きさのままで提出してください。
☐	④「令和7年度」市町村民税所得課税証明書 ★発行日から3か月以内のもの	市町村役場等で入手できます。下の表より、世帯員のうち誰のものが必要か確認してください。 注:市町村によって異なりますが、6月中旬以降に発行されます。
☐	⑤ 同意書 (医療保険者に高額療養費の適用区分を照会するために使用します。)	記入してください。
☐	⑥ 連絡票(オレンジ色)	記入してください。 ※更新しない場合も必ず提出してください。

(1) の③ 加入している医療保険の資格情報が分かるものについて

加入している医療保険の種別		提出が必要な対象者
後期高齢者医療制度		世帯員の中で、受診者及び受診者と同じ保険に加入している方全員分
国民健康保険 (国民健康保険組合を含む)		世帯員の中で、受診者及び受診者と同じ保険に加入している方全員分
社会保険 (全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合 等)	受診者が被保険者の場合	受診者本人分
	受診者が被扶養者の場合	受診者と被保険者分

(1) の④「令和7年度」市町村民税所得課税証明書について※中学生以下の方は、提出不要です。

P 3 上<障害年金、遺族年金等を受給している方>も確認してください。

加入している医療保険の種別		提出が必要な対象者
後期高齢者医療制度		世帯員の中で、受診者及び受診者と同じ保険に加入している方全員分
国民健康保険 (国民健康保険組合を含む)		世帯員の中で、受診者及び受診者と同じ保険に加入している方全員分
社会保険 (全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合 等)	受診者が被保険者の場合	受診者本人分
	受診者が被扶養者の場合	被保険者分 ただし、被保険者が非課税の場合は、被保険者と受診者の分

<障害年金、遺族年金等を受給している方>

- ◆ 市町村民税所得課税証明書の提出が必要な方が全員非課税で、かつ受診者(受診者が18歳未満の場合は保護者)に下記①～⑮の収入があり、その合計額が年額80万9千円以下の場合は、該当する収入を証明する公的機関発行書類の写しが必要です。

① 障害基礎年金	② 遺族基礎年金	③ 寡婦年金	受診者の「令和6年中」の受給額が分かるもの 《例》「令和5年」と「令和6年」に届いた振込通知書 ※紛失された場合は、年金事務所等に御相談ください。
④ 障害年金	⑤ 障害厚生年金	⑥ 障害手当金	
⑦ 遺族厚生年金	⑧ 障害一時金	⑨ 障害共済年金	
⑩ 遺族共済年金	⑪ 特別障害給付金		
⑫ 特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの			
⑬ 障害補償給付・障害給付			受診者の「令和6年中」の受給額が分かるもの 《例》認定通知書 ※紛失された場合は、支給先に御相談ください。
⑭ 労災・公災による障害補償給付等			
⑮ 特別児童扶養手当	⑯ 障害児福祉手当		
⑰ 特別障害者手当	⑱ 福祉手当		

- ◆ 添付が無い場合は、低所得Ⅱ(月額 5,000 円)で認定されます。ただし、添付された場合でも、下記の算式によって得られた金額が80万9千円を超える場合は、低所得Ⅱで認定されます。

合計所得金額	+	公的年金等収入額	+	上記①～⑱ 合計額	=	80万9千円以下→低所得Ⅰ(月額 2,500 円) 80万9千円超 →低所得Ⅱ(月額 5,000 円)
--------	---	----------	---	--------------	---	--

(2) 下記に該当する方のみ提出が必要な書類

☑を入しながら御確認ください。

チェック	必要な方	提出書類
☐	受診者と同じ医療保険に加入し、「指定難病」や「小児慢性特定疾病」の受給者証を持っている世帯員がいる方	・受診者の他に受給している方の受給者証の写し
☐	常時、「人工呼吸器」又は「体外式補助人工心臓」を装着している方	・「人工呼吸器」欄に医師の記載がある臨床調査個人票 ★記載日から3か月以内のもの 注:臨床調査個人票の「人工呼吸器」欄を医師が記入しているか確認してください。記入が無い場合は医師に御相談ください。
☐	住所、医療保険、同じ医療保険に加入する世帯員等に変更があった方	・住民票謄本 ★発行日から3か月以内のもの → 該当する方は、保健所までお問合せください。 別途、変更申請が必要な場合があります。
☐	複数の指定難病で受給者証を持つ方	・更新が必要な指定難病の臨床調査個人票 ★記載日から3か月以内のもの
☐	「高額かつ長期」に該当する方 (医療費総額(10割分)が5万円を超える月が年間6回以上ある場合、申請により一般所得(月額1万円又は2万円)と上位所得(月額3万円)の方の自己負担上限額を軽減する特例です。)	・ひと月の「医療費総額」欄の合計が5万円を超えた自己負担上限額管理票の写し 6か月分 → お手元の「自己負担上限額管理票」より、更新申請を行う月を含めた12か月分を確認してください。
☐	「軽症高額」に該当する方 (重症度を満たさない場合の認定特例です。)	・ひと月の「医療費総額」欄の合計が33,330円を超えた自己負担上限額管理票の写し 3か月分 → お手元の「自己負担上限額管理票」より、更新申請を行う月を含めた12か月分を確認してください。

自己負担上限額管理票
(ピンク色の冊子)

<例> 特定医療費(指定難病)自己負担上限額管理票
(令和7年1月受療分)

受診者名	山形 花子	受給者番号	7777777		
月額自己負担上限額 5,000 円					
受診日	指定医療機関名	医療費総額(10割分)	自己負担額	自己負担の累積額(月額)	審査印
1月5日	ペにはな島立病院	10,000	2,000	2,000	印
1月5日	きてけろ薬局	15,000	3,000	5,000	印
1月20日	さくらんぼ薬局	15,000			
月 日					

<例>の場合、令和7年1月分の医療費総額の合計金額が40,000円となり、33,330円を超えます。

Q. 更新申請を行う月を含めた12か月分の考え方

保健所に申請する月	12か月分
R7.7月	R6.8月～R7.7月
R7.8月	R6.9月～R7.8月
R7.9月	R6.10月～R7.9月

臨床調査個人票情報の研究等への利用に関する説明

指定難病の患者に対する良質かつ適切な医療支援の実施や指定難病患者であることを証明するため、当該疾病の程度が一定以上である者等に対し、申請に基づき医療費助成の実施や登録者証の発行をしています。

これらの申請時に提出いただく「臨床調査個人票」は、医療費助成・登録者証発行の対象となるか否かの審査に用いられますが、加えて、同意をいただいた方については、記載されている情報を厚生労働省のデータベースに登録し、指定難病に関する創薬の研究開発や政策立案等にも活用させていただきます。

本紙をお読みいただき、臨床調査個人票の情報が、①厚生労働省のデータベースに登録されることや、②研究機関等の第三者に提供され、指定難病に関する創薬の研究開発等に利用されることに同意いただける場合は、「特定医療費（指定難病）支給認定申請書」または「登録者証（指定難病）申請書／届出書」の同意欄にご署名いただき、「臨床調査個人票」とともに、提出してください。

また、同意をいただいた後も、その同意を撤回することができます。同意書提出時に未成年だった患者の方が、成人後に撤回することも可能です。

なお、同意については任意であり、同意されない場合も医療費助成や登録者証発行の可否に影響を及ぼしません。

＜ データベースに登録される情報と個人情報保護 ＞

厚生労働省のデータベースに登録される情報は、臨床調査個人票に記載された項目です。臨床調査個人票については、以下のURLをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

厚生労働省のデータベースは、個人情報保護に十分に配慮して構築しています。データベースに登録された情報を研究機関等の第三者に提供するに当たっては、厚生労働省の審議会における審査を行います。

患者個人を識別することができない「匿名加工」を行うため、患者個人の氏名や住所等の情報は第三者に提供されません。提供された情報を活用した研究成果は公表されますが、その際にも、個人が特定される情報が掲載されることはありません。

また、提供された情報を活用する企業等に対しては、情報漏洩防止のための安全管理措置等の情報の取扱いに関する義務が課されます。義務違反の場合には、厚生労働大臣による立入検査や是正命令が行われるとともに、情報の不適切利用等に対して罰則があります。

臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者等から主治医を介して説明が行われ、皆様の同意を得ることになります。

＜ データベースに登録された情報の活用方法 ＞

厚生労働省のデータベースに登録された情報は、

- ①国や地方公共団体が、難病対策の企画立案に関する調査
 - ②大学等の研究機関が、難病患者の良質かつ適切な医療の確保や療養生活の質の維持向上に資する研究
 - ③民間事業者等が、難病患者の医療・福祉分野の研究開発に資する分析等
- を行う場合に活用されます。

例えば、製薬企業等が、創薬のために、開発したい治療薬の対象患者の概要把握（重症度等の経過・治験の実行可能性等）や治験で使用する指標の検討等に活用することが想定されます。

＜ 同意の撤回 ＞

同意をいただいた後も、情報の登録や、登録された情報の研究機関等の第三者への提供・利用について、同意を撤回することができます。いただきました同意の撤回書を踏まえて、厚生労働省において速やかに対応いたします。必要な手続きは、厚生労働省ホームページを確認してください。

同意撤回後に、その情報が第三者に提供されることはありませんが、既に情報を提供している場合等には、その情報の削除はできませんので了承ください。

なお、同意の撤回は、同意書に署名した方が代理人の場合は、原則として当該代理人の方の署名をお願いします。ただし、同意書提出時に未成年だった患者の方が、成人後に撤回する場合においては、この限りではありません。